相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市淀川区西三国一丁目一番地七、最後の住所大阪市淀川区西三国一丁目二番三五―四一二号　被相続人　亡　冨田　実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号ＯＭＭビル四階

相続財産清算人　弁護士　米田　匡秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東淀川区淡路四丁目五四二番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区住道矢田九丁目一八番七号サナサンテ東住吉

被相続人　亡　野田　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪市北区西天満三丁目三番一七号ルアンジュ南森町四〇三

相続財産清算人　弁護士　林　尚美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬郡つるぎ町貞光字辻五〇番地、最後の住所大阪市淀川区十三本町一丁目一四番二〇号　長谷川ビル四階Ａ号

被相続人　亡　藤本　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪市北区西天満五丁目九番三号　アールビル本館五階

相続財産清算人　弁護士　鍬谷　文子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市木屋平字南二戸一六番地二、最後の住所兵庫県三田市乙原一五一三番地四八

被相続人　亡　木村　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

神戸市中央区江戸町九八番地一　東町・江戸町ビル五階　弁護士法人神戸シティ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高橋　弘毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市倉橋町九三六番地一、最後の住所広島県呉市倉橋町九三六番地の一

被相続人　亡　池田　洋介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月八日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

広島市南区宇品西二丁目一番一三―一号

相続財産清算人　司法書士　加納　寿宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市中通四丁目一二番地、最後の住所広島県呉市西惣付町二二番五九号

被相続人　亡　世戸原邦彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月八日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

広島市中区上八丁堀五―二七アーバンビュー上八丁堀四〇一山下・長井法律事務所

相続財産清算人　弁護士　日野真裕美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市勝間ヶ丘二丁目六番、最後の住所山口県周南市勝間ヶ丘二丁目六番六号

被相続人　亡　網本　和成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

山口県周南市岐山通二丁目一六番地　弁護士法人鶴法律事務所周南支所

相続財産清算人　弁護士　金折伸一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

徳島県小松島市日開野町字破閑道六六番地二三、最後の住所徳島県小松島市日開野町字破閑道六六番地の二三（登記記録上の住所徳島市論田町和太開三番地一）

被相続人　亡　島川　隆義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

徳島市八百屋町二丁目一一番地　ニッセイ徳島ビル一一階

相続財産清算人　弁護士　志摩　恭臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区坪井一丁目一番地一四、最後の住所福岡県福岡市早良区飯倉五丁目二一番四号アソシエ飯倉

被相続人　亡　野白　敬子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月二十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

福岡県福岡市南区大池一丁目二六―七義道ハイム四〇五　おおいけ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　崎山有紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県柳川市三橋町正行三九三番地五、最後の住所福岡県柳川市三橋町正行三九三番地五　被相続人　亡　金冨　裕紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

福岡県久留米市原古賀町一八―一一リーガル・タックスビル二階　からたち法律事務所　相続財産清算人　弁護士　白水由布子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県光市大字岩田二〇四五番地、最後の住所福岡県宗像市葉山二丁目二八番地一

被相続人　亡　福田　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一六番一三号上ノ橋ビル六階

相続財産清算人　弁護士　堺　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑後市大字水田三七八番地、最後の住所福岡県飯塚市大日寺一二一三番地一梅香苑　被相続人　亡　服部　美香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目二番一一号富士ビル赤坂六階

相続財産清算人　弁護士　柳沢　賢二

第74期決算公告

令和8年11月6日　東京都板橋区東坂下一丁目13番2号

株式会社　新寿堂

代表取締役社長　雲野　正夫

貸借対照表の要旨　（令和8年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,752,379	流動負債	2,112,615
固定資産	1,258,842	（賞与引当金）	(2,684)
		固定負債	174,440
		負債合計	**2,287,055**
		株主資本	724,166
		資本金	100,000
		利益剰余金	624,166
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	599,166
		（うち当期純利益）	(61,008)
		純資産合計	**724,166**
資産合計	**3,011,222**	**負債・純資産合計**	**3,011,222**